

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度（2021年度）第1回豊中市男女共同参画審議会		
開 催 日 時	令和3年8月4日（水）18時～20時		
開 催 場 所	市役所第一庁舎2階大会議室	公 開 の 可 否	☒ 可・不可・一部不可
事 務 局	人権政策課	傍 聴 者 数	2人
公開しなかつた理由			
出席者	委 員	青竹委員、浦委員、倉垣委員、須河内委員、中村委員、西尾委員、樋口委員、福井委員、古川委員、楨村委員（会長）、宮前委員、山田委員、山西委員	
	事 務 局	足立副市長、山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員	
	そ の 他		
議 題	（1）諮問について （2）第3次豊中市男女共同参画計画の策定について （3）その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和3年度 第1回豊中市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和3年（2021年）8月4日（水）18時～20時

場所：豊中市役所第一庁舎2階大会議室

【出席委員】

青竹委員、浦委員、倉垣委員、須河内委員、中村委員、西尾委員、樋口委員、福井委員、古川委員、槇村委員（会長）、宮前委員、山田委員、山西委員

【事務局】

足立副市長、山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員

【本審議会の開催方法について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB会議で実施した。

案件1. 諮問について

足立副市長より会長に諮問書を交付

委員：資料1では、「第4次豊中市総合計画との整合を図る」となっていたが、その文面が入っていなかった。第3次豊中市総合計画の審議委員をしていた時には、総合計画と男女共同参画の関係性について強く議論した覚えがある。男女共同参画のこの基本計画がしっかりと成り立っていくのであれば問題はないが、諮問の中に入っていないのはどうしてなのか。

事務局：今回、文言としては盛り込んではいないが、第4次総合計画の分野別計画になるので、第4次豊中市総合計画との整合性を図るとというのが大前提の位置付けになる。

案件2. 第3次豊中市男女共同参画計画の策定について

事務局より資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5に基づいて、第3次豊中市男女共同参画計画の策定について説明

会長：この先の進め方について、令和2年度（2020年度）、第2次豊中市男女共同参画計画改定版、また、第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書について、ご意見、ご質問をいただきたい。その後、次期計画へのご意見、ご質問をいただきたい。

では、まず始めに、計画年次報告書について、意見交換をしていきたいと思う。

委員：とても良く出来ている報告書案だと思う。私が気になるところは概要版の資料1-3の5つの基本的方向の4番目の「自立支援の充実」で、DVやストーカー行為での住民基本台帳の閲覧制限に関して、どこまで市のほうで守れるかということ。法律事務所等に依頼される方にはいろんな方

がおり、自分がDVやストーカー行為をしているにも関わらず、妻の行方を知りたいとか、別れた子どものことを知りたいとか、いろいろと依頼があると思う。弁護士等の戸籍謄本等の職務上の請求があるが、DVやストーカーからせつかく逃げるのが出来たとしても、市民としてその権利を得るためには住民登録をしなければならないことがある。例えば、子どもの学校のことであるとか、また、国民健康保険であるとか、いろいろな不利益を受けないために住民登録をしなければならない。そうすると、戸籍謄本だけでなく、戸籍の附票などを取られてしまうと住民登録先が全て羅列して表れてしまう。こういうところを市として、どうしてブロックしていくのか、依頼された法律事務所は、当然に請求すると思うが、どこまで守ることができるのか、どのような形で市はブロックされているのか。

事務局：住民基本台帳の閲覧制限について、この事務自体は住民基本台帳法の事務処理要領に定められており、全国統一の住民基本台帳事務の一部になる。まず、被害者の方は住民票の閲覧制限をしてほしいということで、市民課に申出をするが、申出だけでは、住民票の閲覧制限はできない。例えば、警察や配偶者暴力相談支援センターで意見書が付いた場合に、初めて閲覧制限ができるという形になる。閲覧制限をしたものについては、豊中市の場合、住民票については、住民基本台帳総合システムというシステムで管理しているが、システムに発行制限のフラグを立てる。住民票の請求があった場合、オペレーションしてもすぐに住民票が発行できない状態になっている。そのため、請求書が出た段階では、まず本人確認をさせていただく。当然、住民票は本人が請求される場合があるので、厳格な本人確認をする。万が一、第三者からの請求、例えば、加害者が直接来た場合や、弁護士が職務上請求という形で市民課の窓口で請求されることがある。その場合は、対象者の方の個人情報を検索した場合にフラグが立っており、支援措置の申請情報が出てくるので、その際、審査を厳格にすることになる。被害者側の弁護士が請求する場合もあるが、逆に加害者側の弁護士の場合は、原則発行しないという対応になる。住民票について、加害者側の弁護士が請求する場合については、使用目的等を聞いて、裁判等で必要であれば裁判所のほうから、嘱託という形で請求してもらうとか、そういった方法を取っている。そのため、請求があった場合にはそのフラグを確認し、厳格に審査したうえで住民票を交付するという形になっている。基本的には支援措置制度を利用する加害者側の弁護士には渡らないという事務で運用している。

委員：住民票ではなくて戸籍の附票も同じような取り扱いをされているのか。

事務局：はい。戸籍の附票は本籍地にある。戸籍は身分事項を書いた書類で、いつ出生した、結婚した、離婚したという戸籍は、DV支援措置の対象書類ではなく、発行制限、閲覧制限の対象書類ではない。戸籍の附票という書類には住所の履歴が載っているため、戸籍の附票を取得されると、転居先がわかってしまうということになる。そのため、住民票と同じように本籍地に戸籍の附票の閲覧制限をかけることになる。第三者の方から戸籍の附票の請求があった場合は、その本籍地の市町村が豊中市の場合もあるが、当然、他市の場合もあるので、請求があった市町村は支援措置の申出が出ている場合には、厳格にその申出に基づいて審査する。

委員：そういう方がいらっしゃったら、そこまで伝えていただけると有り難い。

委員：資料 1-2 で「すべての人へのエンパワーメントを支援する」と書いてあるが、これは 2020 年度に取り組まれた内容をまとめているということか。

事務局：はい。

委員：豊中市独自で、コロナでいろいろ施策などをされていたと思うが、そういうのも書かれているのか。ひとり親などにお金などを支給されていた記憶があったが。そういうことはなかったか。インターネットで調べられてはいないが。

事務局：コロナに関しては、例えば、ひとり親の家庭に関して、市独自で給付金を支給する事業を実施している。

委員：2020 年度にされたかどうか、今、私も分からないが、市独自でされていることがあるのであれば、そういうのも書かれると、今のコロナの状況で不安な人も注目されるかと思ったので。

事務局：特に市独自の給付金等については、個別、具体には報告書の中では触れていないが、この概要版は担当課に照会をかけて報告してもらおうという形を取っている。給付金についても、担当課から報告があがってきていないというケースもあるかと思う。例えば、男女年次報告書概要版の中に子育て給付課の記載があるが、確かに子育て給付課では、ひとり親世帯に対して市独自の給付金を実際に支給されていたと思う。一応、今回報告書ではひとり親支援として養育費を確保する目的で公正証書の作成費用の補助金や、養育費保障促進補助金を創設したということを報告であげているので、そういった記載になっている。

委員：理解した。

委員：第 2 次計画が今から 10 年前ということで、その後、世界で大きな流れとして SDGs が 5 年か 6 年前に掲げられたと思うが、それとの兼ね合い、非常に抽象的な質問で申し訳ないが、その辺りはどうなのか。

事務局：豊中市の総合計画で今、策定されているのは 2030 年をめざした計画である。SDGs についても 2030 年のゴールということになっている。これは豊中市と SDGs の目標達成が一緒であり、SDGs は豊中市の総合計画と重なるという考え方のもとで、豊中市は SDGs に取り組んでいる。総合計画の事業項目と SDGs の事業項目を合わせて載せるような形でいろいろな事業に取り組んでいる。今回、この男女計画の関係も載せていくが、総合計画に沿って計画をつくっていく、これから 10 年後の達成をめざす。それは SDGs についても当然、重なる部分であるから、それについても書き込んでいきたいと考えている。

会長：現在の 2020 年度の中に SDGs に関係するようなこともあるかという質問も含まれていると思

ったが、次の計画のことについてだけでよろしいか。

委員：第2次の計画の時は、SDGs はまだなかったが、この第3次の時はもう既に国連で採択されているので、それとの整合性というか、兼ね合いというか、それをどういうふうにリンクしていくかということも併せてお聞きしたいと思った。

会長：はい。現行の計画の中でも類するものがあると私も思っていたが、それは次期の計画についてのご意見ということで承ってよろしいか。では、そうさせていただきます。

委員：資料1-4の「第2次豊中市男女共同参画改定版の取組状況と今後の課題・要点」の「主な課題・要点」の下で、「すてっぷ」は本当に女性支援にいろいろな場合に取り組みされていて、頑張っていると見えるが、3つ目に「男女共同参画の視点を持った『地域包括ケアシステム・豊中モデル』の構築・拡充」と書いてある。地域包括支援センターもいろいろ頑張っていると話は聞いているが、具体的にどんな取組みをされているのか、どういうふうな視点を持っておられるか。この辺りを少し教えていただけたら、「すてっぷ」だけではない、他のところもこんなことをやっているんだということが分かるので、教えていただければと思う。

事務局：地域包括ケアシステムはどちらかというと、福祉施策のほうで打ち出された内容である。その体系の中で例えば、包括支援センターという介護保険の制度できた施設があったり、あるいは障害福祉の中で相談支援のシステムが出来たり、いろいろなものが地域にはある。そういうものを使い、また、民生委員の方々、あるいは保護司の方々、あるいは事業所で働く介護士の方々、皆が一緒になって地域を支える。地域で生活できる、いわゆるインクルージョンというか、包括的な社会をつくっていく。それは国も言っているわけだが、その中で豊中の特性を生かして豊中モデルというものを築いていこうということである。ここが豊中市の今現在の特徴なので、私たちの男女共同参画の視点も、ここに寄り添って豊中の地域で男女共同参画社会を実現していきたい。

委員：今現在、学校現場で勤務をしており、豊中市内の小学校だが、そこであった事案を皆と共有し、次の第3次の計画のほうにも是非、こういった課題もあることをふまえて議論をさせていただきたい。

見せていただいた資料1-4だが、例えば、基本目標2の「男女共同参画の意識を育む」の「取組み等の現状」で、市の職員等に向けた研修の実施と書かれてあり、その下の基本目標4の「市民の状況等」で、市の男性職員の育児休業取得率は増加という報告が挙げられている。

教育現場だと豊中市教育委員会になってくるが、実は、学校現場の課題ということで、先日、相談を受けた話だが、30代の男性の教職員が育休の取得を計画的に考えており、管理職等ともこれまでずっと話し合いをしてきた中で、いざ9月から育児休業を所得していこうとしていくときに、かなりベテランのある職員の方が「男性の育休は民間ではないぞ」とか、「その間の給料を代替の講師の方に支払え」とか、そういったことを職員室内で発言をされていると。男性の育児休業は率としては増加とあって、増えているが、安心してそれが取得できているのかと。そういった流れは来ているのだと思うが、しんどい思いをして育児休業を取得している人がいないのかどうか。そういつ

た話が現場で出て来てしまうと、次に育児休業を考えられている方がかなり取りにくくなる状況が事案としてあった。相談を受けてからこちらでもいろいろ動いて、全て解決とは至らないが、そういった認識がまだ、やはりあるんだなと私自身も深く感じている。こういった市の職員等に向けた研修などが、現状、社会的にもどうなっているのかと。私自身も公務員であるが、そういった立場でもしっかりと勉強していかないと、男性の育休取得が増えたから良かったと言うだけではなく、やはりきちっとした認識の中で、そういった男女共同参画の社会をつくっていくということが非常に重要になってくるのかなと。

現場で働いている身としてそういった事案があった。非常にづらい思いもしたし、自分が悪いのではない、職場に迷惑をかけてしまうとか、皆さん感じられているところもあると思う。こういった計画をつくっていく段階で、しっかりと明記し、豊中市としてはこのような形で計画を立てて、それを実行に移していこう、そういった社会をつくっていくというようなことを、是非ともここで議論していく中で第3次の計画につなげていただけたらと思っている。現場で起こった事案になるが、そういったことも皆さんには知っておいていただきたいと思い、発言をさせていただいた。

会長：現場の生の声というのは非常に重要である。

事務局：豊中市の状況をご報告すると、今年度に入ってから、昨年度の育休取得率というのが発表された。それに基づいて、豊中市は本人が子どもを持つということになったときに、100パーセント取ってもらうような組織体制をめざすと部長級の職員会議の中で市長がおっしゃったし、管理職はそこをめざすのだということを確認している。今現在、まだまだ育休取得といっても、数日取る方から1か月以上取られる方とさまざまであるが、せめて1か月取れるような体制を構築しようとは確認しているので、そのような内容は次期計画にも反映していければと思う。

事務局：庁内の組織で男女共同参画推進連絡会議という課長級で構成している会議があるが、昨年、その推進連絡会議の中の研修でマタニティハラスメントを取り上げた。社会保険労務士の方を講師に招いて、職場のマタハラについて話をしていただいた。それを今年の2月下旬から3月にかけて、コロナ禍のため庁内でWeb配信した。一応、推進連絡会議の管理職のメンバーと希望者に関しては受講してもらうことができたが、先ほどご意見をいただいたように、そういった研修というのを現場の方にも受講してもらえる機会というのも、今後、私どものほうでも考えていかなければならないと思っている。

会長：企業の中でも、男性が育休を取るように進めておられる企業は非常に多く、男性の育休の義務化ということも言われており、単なる休みだけではなくて、休む前からどういうふうにすれば休めるか、休んだ後どういうふうにフォローするかなど。企業の例ではあるが、上手くやりながら、職場の効率性、生産性が上がるという場合もあり、男性にとってもそれで非常に大きな、多様な価値観も得られるし、いろいろな経験が重要であるという認識が出てきている。また、そういう企業が評価されるということで、今、市のほうでもいろいろな研修をされているようで、管理職についてもされているので、今後の計画に重要な項目としてあげていければと思う。

委員：これまでに実は教員に対するジェンダー意識調査は何度かされている。男女で分けるのはよくないが、やはり男性教員のジェンダー意識がすごく遅れていると指摘されている。豊中市の職員に対しての研修というと、多分、教員の方々は対象にならない場合が多いのではないかと思いますので、教育委員会の中でも研修を積極的にやっておられるとは思いますが、それは対子どもに対しての研修が多いので、やはりジェンダーというのは同僚の中の関係性も当然入ってくるので、その辺りをもっと積極的にしていくのが大事かと思う。

会長：この職員の研修というのは、教員の方も対象になっているのでは。

事務局：対象にはなっていない。ただ、教育委員会で学校長あるいは教員の方に向けて、育休の制度説明はきちんとしていると思う。促進についてはどこまで関わっているかということも、課題だと認識しているので、次の計画の時にそういうことをご議論いただいたということであれば、書き込めるのかと思う。

会長：私も現場のほうでそういう声を聞いたことがあるので、次期計画の時には、きっちりと落とし込めればと思う。

事務局：補足させていただく。推進連絡会議のメンバーで教育委員会の管理職、例えば、教育総務課長や、学校教育課長、児童生徒課長などは受講対象であるが、確かに現場の教員の方は推進連絡会議の対象ではない。委員からもご意見があったので、考えていきたい。

会長：それでは他の議案もあるので、これくらいにしたいと思う。計画年次報告書については今、委員のみなさまからいろいろご意見を頂戴したので、それを参考に事務局のほうは公表の手続きを進めていただきたいと思います。

それでは次期計画について、ご意見、ご質問をいただければと思う。なお、諮問書のとおりDV対策基本計画を包含した男女共同参画を策定するにあたり、本日の審議会では次期計画の要点・ポイントになる事項及び計画の基本目標の柱となる項目を確認できれば思っている。先ほどの資料1-5で、第3次の計画の体系について事務局案をお示しいただき、ご説明いただいたので、この点について、いろいろとご意見をいただければと思う。これから具体的に詰めていくわけだが、この柱立てと整理の仕方についてお願いしたいと思う。大きくは、DV対策基本計画は今まで別立てだったのを入れ込むということ、女性活躍推進計画も少し調整するということ、それとの関連で今までの基本目標が、お手元にあると思うが、第3次の基本計画では少し基本目標の内容も替えながら整理した案になっている。これについて、今日は重要な柱立ての議論なので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思う。この計画の柱立てもそうであるし、資料1-4では、第2次豊中市男女共同参画改定版の取組状況と今後の課題・要点というところにも、今後考えなければいけない課題や要点も書いていただいているので、それも勘案しながらご意見をいただけたらと思う。

委員：先ほどの委員の話がとても重要なことだと思っている。一つは大きな視点からいくと、DVを防いで、皆が人権を守るかたちでやっていこうという計画を立てているわけだが、これは民間

がこうなっているという時に行政が遅れをとってはいけない。この計画というのは、まず、行政のほうではこんなに実施していると。こうやったら実現できると、出来れば模範をつくって行って、模範の結果をきちんと出していき、民間にも広げていくという流れで基本は考えればと思っている。もちろん、そういう流れだろうと理解はしているが。だとするならば、特に教育現場で先ほどおっしゃったような発言をする方がいるというのは非常に大きい問題だと思う。総合的に考えると育児休暇を取りたいとおっしゃった方がいると、それに対して委縮効果をもたらすような発言があり、取れない人も出てくるし、現にスムーズに取らせてもらえなかった人はストレスを抱える。それを家に持ち帰って行く。家庭の環境のことを考えて、そういうふうにおっしゃっていたにもかかわらず、実現できないとなっていくと、家族も子どもも巻き込む、それだけ影響の大きい発言なんだということをしっかり自覚をしてもらわないといけないということがある。

そうすると、抽象的な計画ではなくて、かなり具体性を持った改善のための計画を第3次には入れるべきではないか。例えば、これはトップダウンでずっと行って行って、研修を上から下に順番に行っていく、教育委員会で行う、委員会内で行う、それから管理職向けに行う、学校の現場で職員全員に向けて行くと。そして、それぞれ実際にどういう研修活動を行ったかという報告も全部あげてもらって、全ての学校で、全員に実施ができたかどうかということを確認できるくらいきっちりとしたシステムを作るところまで定めてやるべきではないか。とにかく徹底して、先ほどのようなことが起きないように力を入れなければいけないと思う。

会長：教育現場でそういうことが起きるといことは驚きで、現実の問題としてあるということから、抽象的ではなく具体的な計画をつくっていくというご意見をいただいた。

今日は初めて第3次のことを話すので、どんなことでもよい。柱立てのことから考えるのが抽象的であるとすれば、具体的なことでも。

委員：私も教育現場の問題は常々感じており、育休のことですらまだまだ理解が深まっていないとなると、LGBTの子どもたちに対する理解、または同僚など、学校現場でのLGBTに対する理解というのは広がってないのだろうとすごく危機感を覚えている。最近であれば、子どもたち向けのLGBTの理解のための講演会は開かれているようで、子ども、教職員も理解しようということで、1回、2回のイベント的なもので理解を広げるということは行っているようであるが、やはり日本の児童・生徒は世界的に見ても、非常に自殺者が多い。また、そもそもLGBTの子どもたちの自殺念慮が高いということは、もう既に指摘をされているので、やはり先生方の研修がとても大事だと思う。学生たちの話を聞いていても、先生たちの理解が乏しいというところがあり、制服もまだまだ女の子だからスカートだとか、男の子だったらズボンだけで髪の毛もすごく短く切れとか、まだまだそのようなことが起こっているの、子どもたちは学校に行きづらいと思う。

もう一つ、トランスジェンダーの子どもたちだとお手洗いにいきづらいので、結局、授業中に抜けてお手洗いにいくとか、お昼や休み時間に我慢してしまうと。それで、結局、体を壊してしまうとか、学校に行きづらくなって不登校が起こっているとか、そのようなことも起こっているの、やはり先生方にもそのようなことにご理解をいただく必要があると思う。文部科学省も既にそのような理解を促進する手引書などを出しているの、教育委員会がどこまで動いておられるのか分からないが、やはり男女共同参画のほうからもそのような呼びかけを積極的にしていく必要があると

思っている。

会長：それが、この基本目標の基本課題のどこに入れ込まれるか、いくつか入れ込まれるところは考えられるが、それも後で議論できたらと思う。

委員：資料 1-5 で、第 2 次に項目としてあって、DV も含めてであるが、第 3 次の参画計画に項目として入っていないものが幾つかある。例えば、1 の 1 の「人権意識の育み」や、3 の「あらゆる暴力の根絶」など、読むとここなのかと思うところもあるが、ただ、どれも大切なので第 2 次に入っていたという部分もあったと思うので、その項目を第 3 次のどこに入れているのか、事務局の中である程度分かっていたら、教えていただきたい。

会長：消えたわけではなくどこかに入れ込まれていると思う。1 の「人権意識の育み」、3 の「あらゆる暴力の根絶」、この「あらゆる暴力の根絶」はこの DV のところかと思うが、「人権意識の育み」というのはどうか。

事務局：「人権意識の育み」については、この下にぶら下がっている施策の方向というのが、第 2 次男女共同参画計画改定版にあり、そちらのほうで「人権意識の高揚をめざす啓発の推進」となって、下にぶらさがっている。その部分を今回、案であげさせていただいている基本目標の 1-1 の「男女共同参画の理解の推進」に、啓発を含めて一つにまとめさせていただいた。決して落としたわけではなく、一つにまとめたという形にしている。あと、「あらゆる暴力の根絶」については、左側の 1-3 の内容になっているが、こちらについては、もちろん、DV 対策の内容になるのに加え、右側にある基本目標の 3-4 の「男女共同参画の視点に立った安全・安心の環境づくり」の部分に、セクハラ防止やストーカー防止、児童虐待・児童買春・児童ポルノの防止の項目を新たに入れ込むという形を想定している。

委員：あと、3-2 の「グループ・ネットワークづくり」とか、4-1 の「社会制度・慣行の見直し」というのもなくなっているが、できたらその二つもお願いしたい。

事務局：3-2 の「グループ・ネットワークづくり」については、右側の 3-1 の「エンパワーメントの支援」の中にぶら下がる施策の方向の中に、グループ・ネットワークづくりを入れたいと考えている。ご指摘の 4-1 の「社会制度・慣行の見直し」については、元々、左側の現計画でぶら下がっていた内容が、国に要望していくというような内容が中心になっており、これについては現計画の中で整理をし、他の項目を溶け込ませる中で、各計画に少しずつ散らばらせるような形で想定をしている。

委員：ひとり親支援のことについて、先ほど委員の方からご質問があったが、ひとり親家庭の困窮は非常に大きな社会問題になっているので、強調して具体的に計画に盛り込んだほうがいい。3 の「すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを支援する」の「様々な困難を抱える人々への支援」の中に入っているのではないかと思ったが。そして、豊中市では養育費保証促進の補助

とか、そういった新しい制度を始めたということなので、それをさらに加速する一方、今、国でも検討しているようだが、先駆けてというか、非常に大きな問題になっているので、ひとり親の支援も強調して支援に盛り込んでどうか。

事務局：ひとり親家庭については、現計画、左側では、3-1の「エンパワーメントの機械の確保」の中に、「様々な困難を抱える人の自立支援」として、ひとり親家庭の支援についての記載が3-1-5-2というコードになっている。ここについては、ご指摘のとおり3-3の「様々な困難を抱える人々への支援」の中に「様々な困難を抱える人の自立支援」という3-1-5のコードの要素をそのまま入れ込んでおり、もちろん、引き続きひとり親家庭についての記載も十分させていただける形になっている。

委員：資料1-4の基本目標2の市民状況の部分について、○見出しの3つ目の「すてっぷの認知度は横ばい」に関してご質問をさせていただきたい。「横ばい」というのは、それを良しとしているのか、これではダメだという解釈なのかというのをまずお聞かせいただきたい。それから、やはり何かしようとした時に、より具体的な内容を示すと分かりやすくなる。例えば、先ほどお伺いした「すてっぷの認知度は横ばい」を、これをもっと高めようとするならば、具体的にどう考えているのか、今後の具体的な方法をお尋ねしたい。

事務局：「すてっぷ」の認知度については高めていきたいと思っている。また、認知度を高めるにはどうしたらいいかということについて、「すてっぷ」がさまざまな事業を展開している中で、対象者を、利用者が登録団体も含めてであるが、もっと若い世代の方にご利用いただけるようにと。今だとすてっぷにはライブラリーがあるが、土曜の朝にパパタイムなどを設けて、お父さんとお子さんにライブラリーに来て絵本を読んでもらう機会を設けたりもしている。また、女性の相談業務はもちろん就労支援を受けられるメニューも設けており、そういった形でなるべくいろいろな世代の方に来館していただき、相談や講座を利用いただいて認知度を高めていければと思っている。

委員：研修の件もそうだが、せっかく環境は揃っているのにそれを上手く活用できたらいいと。今後こういう計画を考えていく時に、少し頭に置いておいたほうがいいと思い、質問させていただいた。

委員：前回の計画の時にも何回か言ったが、エンパワーメントという言葉は、市民感覚ではなかなか分かりにくく、巻末に用語集を付けていただいた。これで何とか行ったわけであるが、今回も3のところで「エンパワーメントへの支援」ということで、私としては横文字が苦手なので有難いなと思う。

この新しい第3次男女共同参画計画の基本課題の1-3と4について、先ほどの委員のお話が非常に気になるところがあり、どうしてそういう話になるのだろうかということで聞いていた。私は言葉使いに非常に大きな問題があると思う。1-3に「表現における人権の尊重」あるが、先生同士のため口であったり、先輩から後輩に対する命令口調であったり、こういうことが非常に大きな弊害になっているのではないと思う。子どもが見ている前提で、先生は先輩であっても後輩に対して

丁寧な言葉を使う。これはとても大事なことで、保護者の方は先生たちが丁寧な言葉を使っていることで、非常に教養があるなど。ただ単に勉強ができることが教養ではなくて、言葉遣い一つひとつが教養の現れだと私は思っている。ですから、この1-4の「男女共同参画を推進する教育・学習の推進」の中で、しっかりと言葉遣いについても私たちは研修しなければならない。これが豊中市の先生であるならば、なおさらに研修を深めていかないといけない。ただ、先ほど部長級の連絡会議があると言っていたが、やはり係長級または職員級で連絡会議があってもいいのではないかしらうし、校長先生方は部長ではないので、そこところがなかなか行き届いていないのではないかしらう。どうか、基本目標1の基本課題3と4については、しっかりと研修が現場の最先端の先生方に行き届くように、そして、その先生方が今まで私たちが受けていたハラスメントは良くないんだと意識ができるような、そういう教育・学習の推進にしてほしいと思う。

会長：今、公立保育園の話が出たが、保育園については教員と違うので、保育士にそういう研修があるとか、保育園の園長さんには研修があるということではよろしいか。

事務局：保育園、子ども園については、市長部局の中にあり、園長に管理職になっている者もいる。課長補佐級の職員もいるが、豊中市の職員研修の中でそのような情報は発信されて、また、先ほど係長級の職員の連絡会という話では、横軸の連絡会というのはないが、各所属長から各職員に情報伝達をするという回路はできている。

会長：言葉遣いについて、子どもは周囲からたくさん情報を吸収するため、その前に大人たちや、周りの保育士や先生などの言葉が耳の中に入って大きくなっていくので、その早い段階できちんとしたことをするというのも非常に大事かと思った。

委員：子どもたちは言葉の蓄積をするわけである。それで、先生たちがどんな言葉遣いをしているかによって、この先生とこの先生の上下関係まで理解してしまう。甘える先生と、甘えてはいけない先生が出てくる。私たち教育者はどうしても、子どもたちに対して子ども扱いしてしまうが、子ども扱いしてはならない。1人の人として接しなければならない。そして、保護者に対しても丁寧な言葉遣いをしなければならない。このところを勘違いしている先生が多い。子ども園は教育現場でもある。ここのところを、先生と言われる限りは人の模範になるような言葉遣いを、絶対に同僚に対しても、後輩に対しても、先輩に対しても、子どもに対しても、また、保護者に対しても使わなければならないと強く申しあげておきたい。

委員：ハラスメントのことで少し意見を。私自身、社会保険労務士をやっており、実際にパワハラ研修を行っている。対企業の管理職研修などをさせていただいている。女性活躍推進の一般事業主行動計画などの届け出のお手伝いをさせていただいているということで、民間をよく存じあげているという立場からお話をさせていただく。

先ほど委員がおっしゃっていたような事案というのは、もう民間では、ある程度の企業になれば、私の接しているところではあり得ない感覚である。少し前までは管理職の言葉の暴力であったり、いちばん労働相談で多いのはパワハラの6類型の一つの精神的攻撃であるが、今、管理職の方が

戦々恐々としているのは、部下からの突き上げだったりする。だから、何を言ったらいいのかわからないというのが、実際 100 人から 300 人の企業や、あと、私の顧問先などは 50 人以下のところが多いが、そういったところのほうが多い段階で、今時、それを言うかと非常にびっくりした。例えば、顧問先でパワハラ事案ではないかと起こったのが判明したのが 7 月終わりくらいで、もう次の週には研修の注文が入っているという、そんなスピード感である。なぜかと言うと、やはり訴訟が起こってしまうのが怖い、また、訴訟だけではなく、SNS で企業公表よりも拡散されるということをや非常に企業は怖がっている。イメージダウンになる。だから、前もって予防するという形である。なので、スピード感を持ってやっていくところがあるので、それこそ、今時そんなことを平気で言う人がいわゆる上司としてやっていっている。その感覚、それに対する研修がきちんと上手くいっていないという。あと、罰則みたいなところで、民間の場合は訴えられて加害行為をした人が損害賠償請求をされて、支払うということがある。公務員の方というのは国家賠償責任とか、そういう形になるかと思う。だから、いくら大きなパワハラをしても金銭面的な賠償請求を受けないというのが、訴訟事例を見ていても大きいのかなという感想を抱いた。民間の状況は、もっと進んでいるというのをお伝えしたかった。

会長：私も同感である。やはり、企業は ESG の中でもガバナンスというのが非常に大きいわけで、その辺は委員がおっしゃったとおりだと思う。

※ESG とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字を取った言葉です。ESG が示す 3 つの観点に配慮をすることが、企業の長期的な成長に必要であると考えられています。

委員：資料 1-5 の右側の第 3 次豊中市男女共同参画計画の案の基本計画 1 について確認であるが、基本目標 1 の「人権尊重と男女共同参画への意識を改革する」の、その基本課題の並びについてである。全部で 5 つあるが、この並びは少しどうかなと思っている。この計画は男女共同参画に関係するものであるから、そのために 1 番に「男女共同参画の理解の促進」を持って来ているとは思いますが、上位概念としては男女共同参画よりも人権かと思う。そのため、第 2 次では基本目標の 1 は人としての尊厳を守るということで人権が先に来ている。そのなかで、もう一度右側の第 3 次に目を移すと、2、3 に人権に関わるものが来ており、4、5 がまた男女共同参画に関わることになっている。もっと細かい取組みとして何がぶら下がって来るかにもよるかも知れないが、もう一度確認いただきたいと思う。私の感覚とすると、やはり人権が上位概念なので、これが 1 番に来るのかなという気もするが。

会長：私もそう思っていたので、どうなのか。この並び方はまた替えたらいいいと思うが。その上位概念は人権の尊重のところかなと思うが、どうか。

事務局：ご指摘のとおり、まずは人としての人権が上位概念かと思うので、この並びに関しては今後、事務局のほうでももう少し精査していきたい。

委員：具体的な計画から離れて、そもそもの話を少しだけしたいのだが、いろいろ起きている事象というのは暴力も含めて原因がある。どこかに必ず原因があり、対処的な計画はいろいろ話されて計画は立てていくが、その根本を直さないと減らないという考え方はあると思う。医療と一緒に、対処療法が今、批判にさらされている。そもそも根本治療って何なのか、免疫力を上げるって何なのかという発想であるが、実は今、こちらでやろうとしていることも、根っこにはそれぞれの方のストレスというものが原因としてある。そのストレス原因を解消することで、急展開をして穏やかな日常が回復するということはあると思う。その視点がどこか個別には埋もれているかも知れないが、基本的には抜けている部分があるかなと思う。

弁護士で、法律相談をやりながら、裁判なんかやめよう、争うのをやめよう、そして今すぐ口角を上げて穏やかになる方法があるという話について3時間くらいかけて法律相談をするが、その時には徹底して家庭の生活環境とか、全部聞き取りして、捉え方、物理的にやれることはやろうということをする。意外なところがストレス原因となっており、改良することによって回復するということはある。「人権の」というお勉強視点での啓発活動以外に、穏やかな平和な日常がいろいろなところで実現することがあると日頃から思っており、こういう場で皆さんの知識を寄せて、テーマの中に将来加えていけるようなことができたらいいいのではないかと考えている。

会長：本当に根本的なところをご指摘いただき、それをどういうふうにするかだと思う。委員のほうで、何かきっかけになるようなことはあるか。

委員：キッチンに立つ方、比率でいうと女性のほうが多いのかも知れないが、何かストレスを感じてイライラして、そのイライラがパートナーに伝わって、パートナーからいらぬ言葉をもらったり、暴力を受けたりという因果関係になることもあるみたいである。工夫と改善による解決法の中にはあり得るということで、みんながそれで改善するわけではないけれども、誰もがそんな簡単なことだったらやってみようかなというような情報というのはたくさんある。そういうものをまとめて、できることからやってみましょうという情報提供をする計画なんかが出来ていくといいのかなと。で、それに向けて動き出す時は、もちろん私の持っているありとあらゆる方向の情報があるので、それを例えば、市のほうで共有できるようなとか、計画に織り込めるような情報提供というのは、別途できるかとは思っているが。

会長：そういうものをどのように各基本課題以外のところで、大きく理念みたいなものを書くかだと思う。後程の議論としたい。

委員：今の委員の意見は、いかにそれぞれ全ての人が幸せに生活するかという方針、そのような方向性での解決策が、男性対女性のような形だったり年上対年下だったりジェネレーションギャップの対立としてのではなく、計画できたら、ということかと理解した。

私からの要望を申しあげておきたい。こちらの第3次の計画案で、1番の人権尊重の基本目標の5項目の並べ替えや、上位になる概念についてのお話があったかと思う。それに関連して、例えば人権優先ということであれば、性の尊重であるとか表現における人権の尊重に、LGBTQの話が入るのかと推察しており、もちろんそういった視点も大事かとは思っている。ただ、是非入れていただきたい

と思っている項目としては、議論があるかと思うが、やはり女性と男性とは出発点が異なるという視点である。現在ご参加の委員の先生方の多くは学校関係の教師の方々と、二十歳前後くらいまでの問題を抱えられている方が対象で、少数を除外するわけではないが、大多数の二十歳前後くらいまでの方というのは男女差を感じない世界に今はなってきたのかと思う。もちろん、女の子だからということは無意識に意識しているのかも知れないが、最も感じるのは体力差や体の変化であり、思春期で変わる以上に二十歳を超えると、月経痛に苦しみ出産で悩むことがある。もちろん出産も命がけであるし、体の変化、女性ならではのと言われる部分について少し軽く見られていないか、男女共同参画計画で議論していただくに当たってきちんと捉えられているのか、という懸念がある。生物として子孫を残していくという、その役割も性の中にはあり、体力的な差というものもある。今回、オリンピックでトランスジェンダーの方が重量挙げに出ていたが、その是非に関する議論もあったかと思う。このようなことを通しても、勝ち負けではなく、男女の差をそれぞれ認めて、尊重した上での議論が必要かと思う。ネットではこのような元男性のトランスジェンダーの方が競技に参加された場合、ホルモンのバランスを取れば許容できるという意見も拝見したが、一方で、月経がないなら月経が毎月ある女性と同じ土俵なのだろうかという意見も拝見した。違いを分かった上でどのように共同に参画していくのか、差別がなくこの社会の中で活動し、先ほどの委員もおっしゃったように幸福感と言うか充実感のあるそれぞれがエンパワーメントされる状況になるのか、ということをごちらの1の項目では是非入れていただきたいと思っている。

委員：第3次豊中市男女共同参画計画の2番「あらゆる暴力を根絶する」について、ここで出来れば性暴力という言葉も出していただきたい。というのも、1番であると配偶者暴力防止で、3番ではDV被害者となっている。だが、性暴力と言うと本当に若い女性も男性も、トランスジェンダーの方たちもあると思うし、最近、日本でも問題になってきている小児性愛者の問題。その被害者を見ていくと、小児性愛の場合はもちろん女の子が多いわけである。小さな男の子、3歳とか、13歳くらいまでだったと思うが、結構、児童・生徒にあたる男の子の被害も非常に多いということが分かってきていて、男の子の場合、周りからあまり警戒するようには言われていないので、本人もあまり気がついていなかったり、周りも男の子なんだから自分でお手洗いにいってらっしゃいと言って、実はお手洗いで男の子たちが被害に遭うとか、そういうことが分かってきているらしい。キャンプとか、夏の野外活動に行くと、結構、被害に遭うとか、そういうことも分かってきているようなので、この中に性暴力というまた別のカテゴリーも必要なかと思う。また是非、皆で議論できるか確認できたらいい。

会長：あらゆる暴力なので、どこかに入るかと思う。今、性暴力の話があったが、配偶者や子どもも含めて、本当の親ではない父親からとか、あるいは本当の親からのそうした問題もあって、家庭の中で暴力だと思われないケースで非常に苦しんでいる子どもたちもいると思う。また、実際に何かあれば体に異変を起こしてどうするかということもあるので、その辺も含めて、これは新しく段々と表に出て来た問題で今の話も含めてあると思うので、それは基本課題に入れるか、どこかまたさらに小項を置くか、社会で今まで言われなかった、明るみに出て来た問題というのもやはり、今後考えることが必要かなと今お聞きして思った。

事務局：今後、検討していきたいと思う。

委員：私も現役の頃は教師で、男女共生教育というのは一生懸命やってきた。ところが私も退職して8年程になるが、その中で落として来たのが、さっきの LGBT の問題である。今、混合名簿や一緒に体育をしていく中で、いろいろなことをやってきて思うのは、修学旅行の中で一緒にの部屋で寝るのがすごくしんどかった子どもとか、制服でスカートを強要されてしんどかったとか、そういう話は聞こえてきたが、結局、当時はそういう取組みはほとんど出来て来なかった。今、トイレなどもスウェーデンでは男子トイレ、女子トイレではなく個別トイレということで、世界的にはこの LGBT、心の性と体の性は違うということはいろんなことで取り組まれたり、認められていると思う。ところがやはり学校現場は、今見たら、私らの時より後退していると思われる場面もある。体育を別にやっていたり、教室の中で男の子、女の子という形で作品が分けられたりというのを見たことがあるが、やはり、今、心の性、体の性が大きく取り上げられているし、いろいろな形で問題にされているので、そこのところをもう一度、学校現場などでも考えていただけたらという要望である。

事務局：制服に関しては、豊中市の中学校では今、ズボンとスカートとスラックスがあり、女性でもスラックスを選べるようになっている。少し前別の会合で、新しく新1年生で入って来た女の子がそのスラックスを自慢げに履いて生き生きと入学式に参加している様子を見て、導入できて良かったと校長先生がおっしゃっていたということをお聞きした。豊中市でも制服については取組みが始まっている。

会長：オリンピックを毎日見ていたら、ドイツの選手が、女子体操は普通レオタードだったのをそうではない男性と似たような全身のボディーウェアにしていた。あれは世界中でジェンダーの問題をアピールしたのではないかと思うが、既成概念を変えていく、それが女性のほうから出て来たということがある。

今、いろいろな所で気候変動の問題があり、気候変動による水害だけではなく、震災の問題や、いろいろな災害のことについて、非常にいろいろなところで取組みが必要だと言われており、先ほど聞いたら、第3次の3-4の「男女共同参画の視点に立った安心・安全てきる環境づくり」のところで、セクハラやストーカーと言っていたが、この防災などについてはどこに入るのか。この3-4のところに入るのか。

事務局：災害については、現行の計画では3-1「エンパワーメントの機会の確保」の中に入っている。「男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進」というのが、3-1-7で下にぶら下がっている形に現計画はなっている。第3次の案については、今、会長にご指摘いただいた3-4の「男女共同参画の視点に立った安心・安全てきる環境づくり」の中に「男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進」の項目を、案として入れ込む想定をしている。

会長：国の方でも結構大きく取り上げているし、これは総合計画の中でも、私は見ていないが入っているのではないかと推測する。その点についても非常に重要かと思う。先ほどのストーカーとセクハラと一緒に防災というのは少し変だと思った。

それから、基本的なところで、第2次の4-1で「社会制度・慣行の見直し」とある。これはすごく一般論みたいに見えるが、現行の社会制度とか慣行が、非常に縛っている部分もある。気持ちとかそんなものではなくて。これは社会制度が変わることによって、すごく変わる部分がたくさんある。特に働き方とか。そこら辺は国への要望であって、豊中市ではないので外されたというのは、それはそれでいいと思うが、例えば、LGBTなんかもそういう人たちの運動があって出てきた。保育園に入れなくて「日本死ね」だったか、ああいう本当に切羽詰まった時に言われたことによって、制度が変わってきたりする。何かこれは要望ではなくて、どうしたらいいのかと思う。そこがかなり縛っている部分があって、ヨーロッパで、スウェーデンなどの事例を見ても、変わって来たのは制度でもある。それをどういうふうに入れたらいいのかと、市レベルで入れ込むべきことではないかも知れないが、少しその辺を懸念する。基本的なところとしては、そういうことである。

会長：柱立てをどうするか、私も色々あるが時間切れなので、この辺にしておく。重要な点はほとんどご指摘いただいたかと思う。それを元にして、これから市のほうでも整理していただくのだと思う。次期計画については、一応、第2次と第3次を比較しながら、いろいろご意見をいただき、この項目はどこに入っているのかという質問もいただいた。ただ、もう少し整理していく必要があるのではないかと思う。これについてはどうか、今後入れ替えるとか、言葉を替えて整理してみるとか、それはまだ可能か。

事務局：はい。可能であるので、ご指摘をいただければと思う。

会長：今回は、大きなところでは女性活躍推進法とDVの基本計画を別立てではなく、入れ込んで新しい計画をつくるということが、非常に大きな変革ということである。いろいろとご意見をいただいた中で、基本的なこともあれば、豊中市の総合計画とか、あるいは府の計画とか、国の第5次計画とか、そういう方向に沿って整合を持たせる、その中でもやはり豊中市としての独自の計画も入れ込んでいくということになろうかなと思う。今後、また細かいことについてご議論をいただきたいと思います。

案件3. その他

事務局より、意見をふまえて修正し次の議論につなげていく旨、次回以降の会議の予定について説明

会長：復唱させていただく。2回目が8月25日、3回目が9月8日、4回目が10月22日、5回目が11月19日でよいか。

今日は2時間、たいへん重要な点をいろいろご指摘いただき、基本的なところも議論できたのではないかなと思う。これがスタートであるので、これからいろいろ中身の整理をしながら、先ほど申しあげたような良い第3次計画をつくっていきたいと思う。委員のみなさまにお力を借りるばかりであるが、今後ともよろしく願いたい。それでは、時間であるので、これで終了したいと思う。

閉 会

